

現場で使える 実務ガイド

障害児通所支援の BCP 作り方ガイド

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



BCPは「安全確保の後、どう続け、どう戻すか」を決める計画です

令和3年度の基準改正で導入され、経過措置終了後の2024年4月から、感染症・非常災害の双方を想定した対応が求められています。

CONTINUE

優先業務を続ける

人員・設備・物資に限られる前提で、こどもの安全と支援継続に必要な業務を選びます。

RECOVER

早期再開まで決める

縮小・休止・代替対応から通常運営へ戻す条件と、判断する役割を定めます。

PREPARE

計画を動かせる状態にする

従業者への周知、研修、訓練、見直しまでを一連の運用として続けます。

計画をファイルに保存するだけでなく、発動基準、責任者、連絡先、優先業務、代替手段を、勤務中の職員が使える状態にします。

BCP・非常災害計画・感染症指針・安全計画は別の義務です

一冊にまとめる場合も、各義務に対応する項目と実施記録を識別できるようにします。

文書・取組	基準上の位置づけ	主な役割
業務継続計画(BCP)	基準省令 第38条の2	感染症・非常災害時のサービス継続と早期復旧、周知・研修・訓練・見直し
非常災害に関する具体的計画	基準省令 第40条	防災設備、通報連絡体制、避難・救出等の安全確保と定期的な訓練
感染症・食中毒の予防・まん延防止の指針	基準省令 第41条	委員会、指針、感染予防研修・訓練等の日常的な感染管理
安全計画	基準省令 第40条の2	設備・活動・通所等の安全点検、職員研修、保護者への周知等

感染症BCPと非常災害BCPは、必要事項が明確なら一体の文書にできます。ただし、BCPが他の非常災害計画・感染症指針・安全計画を自動的に代替するわけではありません。

最初に決めるのは、発動条件・指揮命令・優先業務です

様式を埋める前に「どの状態で誰が何を決めるか」を事業所の実態に合わせます。

影響を想定

- 感染拡大
- 地震・風水害
- 停電・断水
- 欠勤・交通遮断



判断を定義

- 発動基準
- 責任者・代行者
- 縮小・休止条件
- 再開条件



業務を選ぶ

- 安全確認
- 家族連絡
- 医療的配慮
- 優先する支援



代替を用意

- 応援体制
- 連絡手段
- 物資・電源
- 代替場所・サービス

管理者が不在でも動けるよう、責任者の代行順位と、連絡先一覧の保管場所を明記します。個人名だけでなく役割名も併記すると更新しやすくなります。

感染症編は、平時・初動・拡大防止を一続きにします

厚生労働省の通所系ひな形を骨格にし、連絡先や優先業務は事業所の現在の体制へ置き換えます。

平時に決めておくこと

- 責任者・代行者と、職員・利用児・家族・関係機関の連絡先
- 体調確認、標準予防策、換気・清掃、ゾーニング等の基本手順
- マスク、手袋、消毒用品等の在庫量・保管場所・発注担当
- 欠勤が増えた場合に継続する業務と、縮小・休止を検討する基準

発生時に動かすこと

- 感染疑いを把握した直後の隔離・安全確保・管理者への報告
- 家族、協力医療機関、指定権者、必要に応じた保健所等への連絡
- 接触状況や体調を確認すべき人への対応と、個人情報に配慮した情報共有
- 職員確保、優先業務への配置、サービス縮小・再開の判断と記録

厚生労働省の感染症BCPガイドは現在も公式ページで案内されていますが、本文は2020年作成です。隔離期間等の個別運用値は転記せず、その時点の公衆衛生情報と指定権者の案内で更新します。

非常災害編は、施設リスクと通所サービス特有の動きを入れます

ハザードマップ、建物・設備、ライフライン、送迎中の被災を想定し、こどもの安全確認から再開までを決めます。

平時に確認すること

- 地震・洪水・土砂・高潮等の地域リスクと、避難場所・経路
- 建物・家具・設備の安全、停電・断水・通信断への備え
- 飲料水、食料、衛生用品、医療的配慮に必要な物資と更新担当
- 複数の緊急連絡先、相談支援・学校・医療・地域との連携方法

発災時に判断すること

- 事業所内・送迎中の安否確認、応急対応、避難または待機
- 家族への連絡、引渡し、帰宅できない場合の保護と記録
- 休止・縮小の判断、家族への説明、代替支援の調整
- 建物・人員・交通・ライフラインの回復確認と段階的な再開

非常災害計画は避難・救出など安全確保が中心です。BCPには、その後の優先業務の継続、代替対応、早期再開までを追加します。

ひな形は9項目に分けると、更新箇所が見つかりやすくなります

感染症編と非常災害編で共通する項目を前半に置き、シナリオ別の手順を後半へ分けます。

章	記載する内容
1 基本方針・適用範囲	守る対象、対象サービス、感染症・非常災害の想定
2 発動・解除基準	誰が、どの情報で発動・縮小・休止・再開を判断するか
3 指揮命令・代行順位	責任者、代行者、役割分担、夜間・送迎中の連絡方法
4 優先業務	安全確認、家族連絡、医療的配慮、継続する支援と停止する業務
5 人員確保	欠勤把握、応援要請、配置転換、職員の安全・休憩
6 連絡・情報共有	家族、職員、医療、相談支援、学校、行政、地域との連絡先
7 設備・物資・代替手段	在庫、電源・水・通信、代替場所、記録様式の保管場所
8 シナリオ別初動	感染疑い、感染拡大、地震、風水害、送迎中被災の手順
9 復旧・教育・改訂	再開条件、研修・訓練、評価、版番号、改訂日、周知記録

周知・研修・訓練は、計画を動かすための別々の工程です

国の解釈通知では、BCP研修・訓練をそれぞれ定期的に年1回以上行くと示されています。実施内容と参加者を記録します。

工程	行うこと	残す証拠
従業員への周知	BCPの所在、発動基準、責任者、初動、優先業務を勤務者へ共有	周知日、対象者、方法、配布・閲覧記録
BCP研修	平時の備えと発生時の役割を具体的に学ぶ。新規採用時の追加研修も検討	実施日、教材、参加者、欠席者への補講
BCP訓練	発動、安否確認、連絡、役割分担、継続判断を計画に沿って試す	想定、参加者、実施経過、課題、改善担当
他の訓練との合同実施	感染予防訓練等と組み合わせる場合も、各義務の目的と内容を満たす	どの計画・指針に基づく訓練かを記録

訓練は机上形式だけでも行えますが、連絡網の起動、備蓄の取り出し、停電時の記録など、実動確認も組み合わせると計画の抜けを見つけやすくなります。

感染対策や非常災害に関する別の研修・訓練には、それぞれの基準や自治体条例等が適用されます。BCPの年1回だけですべてを満たすとは限りません。

見直しは「固定回数」より、訓練と変化を改訂へ戻す仕組みにします

省令は定期的な見直しと必要に応じた変更を求めています、全国一律の見直し回数までは定めていません。



「年1回見直せば法令上十分」とは断定できません。事業所内で確認時期と変更トリガーを決め、最新の版・承認日・周知日を残します。

出典・確認事項

現行省令、国の解釈通知、厚生労働省のBCPガイドライン、指導監査資料を照合しました。

e-Gov法令検索 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

<https://laws.e-gov.go.jp/law/424M60000100015>

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 指定障害児通所支援事業者等の指導監査について(令和7年3月31日一部改正後)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001477137.pdf>

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁 | 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/4f32592a/20240401_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_09.pdf

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000940032.pdf>

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 自然災害発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf>

確認日: 2026-08-14

計画内容・研修訓練・記録・自治体条例上の取扱いの最終確認は、指定権者(都道府県・指定都市・中核市)へお願いします。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。